宅建業法関係手続きにおいて「住民票」を提出する場合の注意点について

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「法」という。)の施行に伴い、個人番号(マイナンバー)の記載されている住民票の交付を受けることが可能になります。

しかし、個人番号(マイナンバー)は法に基づいてその収集が制限されており、宅地 建物取引業の免許及び宅地建物取引士の登録に関する事務では、個人番号(マイナンバ ー)を収集することができません。

このため、住民票をご提出いただく際には、個人番号(マイナンバー)の記載がないものをご提出いただきますよう、ご協力お願いいたします。

また、個人番号(マイナンバー)が記載されている住民票の交付を受けてしまった場合には、個人番号部分を復元できない程度にマスキング(黒の油性マーカー等での塗りつぶしなど)をしていただいた上でご提出していただきますようお願いいたします。